

山形県子ども会議企画運営業務委託 に係る企画提案募集要領

1 目 的

この要領は、「山形県子ども会議企画運営業務委託」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名
山形県子ども会議企画運営業務委託
- (2) 業 務 内 容
山形県子ども会議企画運営業務委託仕様書（基本仕様書）のとおり
- (3) 委 託 期 間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額
3,842,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 応募に関する事項

- (1) 応募資格
本業務に応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。
 - ① 山形県内に本社又は営業所等を有すること
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと
 - ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと
 - ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）
 - ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
 - ⑥ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（応募参加者が個人である場合にはその者を、応募参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと

- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないこと

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）：1 部
- ② 事業者概要書（様式 2）：5 部
- ③ 企画提案書（様式 3）：5 部
※ 記載内容は「企画提案書に必要な記載事項（別紙 1）」を参照のこと
- ④ 会社概要（パンフレットなど任意）：5 部
- ⑤ 過去 3 年以内において、地方公共団体から受託した本業務と同種の業務又は類似の業務の実績（任意様式）：1 部

(2) 提出方法及び提出先

9 の担当部局まで、持参又は郵送により提出すること。
（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする）

(3) 提出期限

- ① 参加申込書（様式 1）及び事業者概要書（様式 2）
令和 7 年 3 月 28 日（金）午後 5 時
- ② （3）①に掲げる提出書類以外のもの
令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 5 時

(4) その他

- ・提案は 1 事業者につき、1 提案とする。
- ・提案はすべて企画提案書に記載し、様式 3 に添付して提出すること。

5 企画提案作成等に係る質問・問合せ

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「質問書（様式 4）」により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、9 の担当部局あてに送付すること。
なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問書の受付期間
令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 5 時までとする
- (4) 質問書への回答
質問者への回答は、その都度速やかに、参加申込者提出者全員に電子メールで送付する。ただし、各提案者の独自提案に関わることなどについては、当該質問を行った提案者に対してのみ回答する。

6 最優秀提案者の決定方法

(1) 審査方法

企画提案書の審査は、山形県が設置する「山形県こども会議企画運営業務委託業務企画審査会」（以下「審査会」という。）の審査（原則としてプレゼンテーションを実施）

により、審査会の各委員の審査結果の平均点が 60 点以上の企画のうち、点数の上位 1 者を最優秀提案者として選定し、すべての応募者に対して選定結果を通知する。

提案者が 1 者のみの場合であっても、審査委員の審査結果 (平均点 60 点以上) により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

なお、提案者がいない場合には、一旦企画提案の募集を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(2) 評価基準等 (合計 100 点満点)

評価は以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別紙 2「山形県子ども会議企画運営業務 企画提案審査要領」とおりとする。

- ① 実施方針
- ② 子育てホンネトーク (山形県おとな会議) の企画・運営
- ③ 山形県子ども会議の企画
- ④ 山形県子ども会議の運営
- ⑤ 山形県子ども会議開催後のフィードバックへの対応
- ⑥ 業務管理体制
- ⑦ 経 費

7 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、山形県しあわせ子育て応援部所管事業指名業者選定審査会の審査を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (4) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 企画提案書は本件に係る企画提案の企画審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 最優秀提案者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容に拘束されるものではない。
- (5) 応募及び契約については、県の都合により事業停止等があり得る。
- (6) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (7) 参加申込書 (様式 1) の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により 9 の担当部局に提出すること。
- (8) 当該募集に係る予算が成立しない場合は、この募集は効力を有しない。

9 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課
住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号 (県庁 4 階)
電 話：0 2 3 - 6 3 0 - 2 6 6 8
F A X：0 2 3 - 6 3 2 - 8 2 3 8

Eメール：ykosodate#pref.yamagata.jp
「#」の部分を「@」に変えて送信してください。